

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL.info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

無期転換ルールの特例の申請はもうお済ですか？

今回の通信では、無期転換ルールの特例に関する内容（主に継続雇用の高齢者の特例）をピックアップします。そもそも無期転換ルールとは、同一の企業との間で有期労働契約が5年を超えて更新しており、有期契約労働者（契約社員、パートタイマー、アルバイトなど）からの申込みがあった場合には、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換しなくてはならないルールのことです。

無期転換ルールの特例とは

有期雇用特別措置法により、定年後に引き続き雇用される有期契約労働者等については、都道府県労働局長の認定を受けることで、**無期労働契約へ転換する申込権が発生しない**とするものです。



特例の適用を受けるための手続きの流れ

- ①「第二種計画認定・変更申請届」を作成
- ②都道府県労働局へ提出（労基署でも可）
- ③提出をした労働局又は労基署から処分結果、交付日の調整の連絡
- ④交付日に提出先へ行き、下記3点の交付を受ける
 - 認定通知書
 - 申請書の写し
 - 添付書類の写し

★
メルマガ購読者様
限定の手続き代行
割引サービスあり!!

第二種計画認定・変更申請届の作成ポイント

● 以下のいずれかの雇用管理措置が必要です。

- ① 高年齢者雇用安定法第11条の規定による高年齢者雇用推進者の選任
- ② 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等
- ③ 作業施設、作業方法の改善
- ④ 健康管理、安全衛生の配慮
- ⑤ 職域の拡大
- ⑥ 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
- ⑦ 賃金体系の見直し
- ⑧ 勤務時間制度の弾力化

①～⑧の中で選んだ項目それぞれの事実が確認出来る添付資料が必要です。

◆ 添付書類例：①の場合、毎年公共職業安定所に提出している「高年齢者雇用状況報告書」や「選任書（辞令）」を

添付します。また②～⑧については高齢者に特別に対処した確認資料が必要で、作成時間も掛かるため、**①での申請をオススメします！**

● 以下のいずれかの高年齢者雇用確保措置が必要です。

- ① 65歳以上への定年の引き上げ
 - ② 継続雇用制度の導入
 - ②-1 希望者全員を対象
 - ②-2 経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用
- ①、②-1、②-2の中で講じている高年齢者雇用確保措置が確認できる書類が必要です。

◆ 添付書類例：「就業規則」、「継続雇用規定」、「高年齢者雇用状況報告書」、高年齢者雇用確保措置制度を社内周知している書類等

平成30年4月以降に多くの有期契約労働者等に無期労働契約へ転換する申込権の発生が見込まれるため、現在、特例に係る申請が大幅に増加しており、**東京では2月以降の申請では認定が4月以降になりそう**です。

※申請をしても、認定を受けるまでは特例は有効にはなりません。

★ 今回のヒューマン・プライム通信をご覧になってくださった企業様限定で「第二種計画認定・変更申請届」の手続き代行を、通常7万円のところ**5万円**に割引させていただきます。詳しくは03-5695-7700までお問い合わせください。★

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。